令和８年度　沼津駅北口周辺エリア公共空間活用

可能性検討業務委託 公募仕様書

１ 件名

令和８年度　沼津駅北口周辺エリア公共空間活用可能性検討業務委託

２ 業務の目的

沼津駅周辺では、鉄道高架事業等を契機としたまちづくりが進められているほか、沼津駅北口周辺エリアにおいては、旧市民体育館の隣接地に新たな大型商業施設の出店による周辺環境の大きな変化が見込まれており、駅周辺の求心力や回遊性を高めるうえで重要な転換期を迎えている。

本業務は、こうした民間による新たな動きや周辺のまちづくりの動向に合わせて、効果的な公共空間の活用方法を検討し、エリア価値の一層の向上を図ることを目的に実施するものである。

３ 対象エリア

沼津駅北口周辺エリア（別図参照）

４ 期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

５ 業務内容

（１）施工計画書の作成

業務の円滑な進捗と業務成果の品質の確保を図るため、本業務の目的、内容を把握し、技術者を定めた上で、検討手順、工程計画、計画条件および検討事項等を記載した業務計画書を作成する。

（２）前提条件の整理

対象エリアの現況や将来の動向、上位関連計画等における施策等、検討に必要とされる各種データの収集、分析等を行うとともに、対象エリアにおいて活用ポテンシャルが高いと見込まれる公有地（以下、「対象地」という。）の敷地形状、面積、接道条件、法規制等を前提条件として整理する。

（３）活用の方向性とアイデア及び導入機能の検討

前提条件より、対象エリアにおける既存の取組を補完し、さらなる相乗効果を生み出すために必要となる公共空間の活用の方向性や、民間活力の導入を含む具体的なアイデア等を検討する。また、対象地の立地特性に類似し、賑わいのあるまちづくり拠点の先進事例を参考にしながら、導入機能を５案程度検討する。

（４）対象地の敷地内ゾーニングの検討及び導入施設の検討

接道からの動線、機能間の連携等を考慮し、対象地の敷地内ゾーニングを

５案程度検討するとともに、周辺施設との連携、地域活性化、防災性等を考慮し、導入施設の検討を行う。各案について、基本的な考え方、特徴および課題を整理する。

（５）施設レイアウト（案）及び整備イメージの検討

５案程度を比較し、経済性、周辺施設との連携、地域活性化、防災性および実現可能性等を踏まえ、３案程度の施設レイアウト（案）に絞り込み、各案のコンセプト、内容、概算事業費を算出するとともに、概略な計画平面図および外観イメージパースを作成し、整備イメージを可視化する。

また、対外的な説明に向け、計画概要を説明する資料（A3 判 1 枚程度）を作成する。

（６）関係機関協議

対象となる箇所に関係する関係機関協議を実施する。協議先は、３機関程度とする。

（７）打合せ協議

打合せは、初回、中間 2 回、最終の計 4 回を基本とする。今年度は構想条件の確認および実現上の主要課題の把握を目的として実施する。なお、別途必要性が生じた場合は、随時協議のうえ打合せを実施する。

６　成果品

本業務に伴う成果品については、以下のとおりとする。

（１）業務報告書　一式（および電子データ一式）

（２）権利の帰属

成果品および作業工程における個人情報を含む書類等に対する一切の権利は、本市に帰属する。また、これら成果品の第三者への提供や内容の転載については、本市の承諾を必要とする。

７　準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、関連する法令、条例、規則および関係機関の指導等を遵守すること。

８　その他

（１）本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。

（２）受託者は本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（３）受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（４）本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。

（５）業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
（６）成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を記載すること。

（別図）　沼津駅北口周辺エリア

